

令和8年度

施政方針

主役は町民^{わたし} 歴史を未来へつなぐまち たどつ

多度津町

【はじめに】

本日、令和8年第1回多度津町議会定例会の開会に当たり、新しい年度に臨む所信の一端を述べますとともに、諸施策及び令和8年度予算の概要についてご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年は、町内の交通利便性の向上と町民の皆様の安心・安全な生活のため、A I デマンド型交通「たどつ mobi」の実証実験を始めました。また、消防広域化の協議が本格的に始まりました。瀬戸内国際芸術祭では、アートを通じてたくさんの人々に高見島の魅力や歴史に触れていただくことができました。昨年を振り返りますと、時代の変化を実感するとともに、未来への希望を抱くことができた一年だったと、私は感じております。

令和8年も早3月となり、来週には多度津中学校の3年生が卒業を迎え、巣立っていきます。その後、各幼稚園の卒園式や各小学校の卒業式もごさいます。また、桃陵公園の桜が満開になる頃には、入学式が控えています。夢や希望に胸を膨らませ、元気よく登校する子どもたち、その姿を見守るご家族を見るたびに、いつも心が温かくなるのと同時に、町政を負託された者として気が引き締まる思いがいたします。

この子たちがこの町で育ち成長し、仕事や家庭を持ち、年を重ね、また、その子の子がこの町で生まれ育ちと、本町で幸せな人生を送っていただける、そして、本町に関わった人々が幸せな気持ちで過ごしていただけるような「まちづくり」、「ひとづくり」に全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【政府の経済見通しと予算】

さて、令和8年度の我が国経済は、所得環境の改善が進む中で、各種政策効果も下支えとなり、個人消費が増加するとともに、危機管理投資・成長投資の取組が進展する中で、設備投資も増加するなど、引き続き、国内需要中心の経済成長

となることが期待される一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要があるとされております。

地方財政計画では、地方税は前年度比 5.2%増の 47 兆 8,185 億円、地方交付税は前年度比 6.5%増の 20 兆 1,848 億円、臨時財政対策債は前年度に引き続き、発行額ゼロが見込まれております。

【令和8年度予算】

このような背景の下、本町の令和8年度の予算編成に当たっては、限られた財源の中で、選択と集中を基本として、第7次多度津町総合計画をはじめとする各種計画に掲げる施策や事業を展開するための予算及び町民生活に必要な行政サービスの経費について、優先的かつ重点的に予算化したところであります。

その結果、令和8年度の一般会計予算総額は102億2,500万円、前年度との比較で2.1%の増額となっております。また、特別会計全体では、前年度比2.1%増の54億6,100万円強、全会計合計では、前年度比2.1%増の156億8,600万円強となっております。

【重点施策】

次に、重点施策について申し上げます。

重点施策の1点目といたしましては、「人口減少対策としての地方創生事業」であります。

本町では、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期たどつの輝き創生総合戦略」に基づき、「たどつのゲンキを創る」、「たどつとツナガル人を増やす」、「たどつにスミタイ人を増やす」、「たどつのミライに向けて挑戦する」の4つを基本目標に据え、各種の人口減少対策や移住・定住促進施策に取り組んでいくこととしております。令和8年度も引き続き、たどつの歴史・文化・伝統をいかした、魅力ある「まちづくり」と「ひとづくり」に取り組み、移住・定

住・交流人口及び関係人口の増加を図ってまいります。

まず、魅力ある「まちづくり」を目指す施策といたしましては、歴史的な町並みや文化資源を活用した地域創生に取り組んでまいります。

本通一丁目周辺の「多度津町本町（ほんまち）」地区に残る港町・商家町としての伝統的な建物群につきましては、伝統的建造物群保存地区制度（伝建制度）の導入に向けて、民間団体によるにぎわいづくりの取組と連携しつつ、地域住民の皆様のご理解とご同意を得ながら、制度設計や保存活用計画を検討し、国の重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）への選定を目指してまいります。また、国や県の支援・補助なども活用しながら、伝統的町並みや旧合田家住宅の保存・活用を進め、観光振興や交流人口の拡大、移住・定住の促進、空き家対策など、人口減少対策としての地方創生事業に取り組んでまいります。

令和元年度に日本遺産に認定された「北前船寄港地・船主集落」につきましては、「北前船日本遺産推進協議会」との連携を一層深め、その魅力を最大限に発信することで、本町の歴史的価値を広く町内外に伝えるとともに、交流人口の増加と地域活性化を図ってまいります。

次に、魅力ある「ひとづくり」を目指す施策といたしましては、まちづくり団体や住民の皆様との協働に引き続き取り組み、多度津町タウンプロモーション事業については、官民協働組織「まねきねこ課」が中心となって進めております、本町の「魅力づくり」と「情報発信」への支援を継続することにより、本町の認知度向上と、まちの活性化に真剣に取り組む人々の増加を図ってまいります。

また、コミュニティ通貨まちのコイン「どつつ」の活用などにより、町内の事業者・団体と町内外に住む人々とのつながりを創り出し、交流人口と呼ばれる、観光目的で本町を訪れる人々だけではなく、本町と多様な形で関わる人々、いわゆる関係人口の増加にも併せて取り組んでまいります。

2点目は、「少子高齢化対策」であります。

令和7年度を初年度とする「第3期多度津町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画の基本理念である『「子育ての喜びと子育ての喜びをともに応援するまち」多度津町をめざして』の実現に向け、子どもの健やかな成長や家庭（保護者）の楽しい子育ての応援につながる施策の充実に努めてまいります。

近年、家族形態が多様化し、核家族化や外国人家庭の増加など、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱いている妊婦や子育て家庭が少なくなく、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、子育て支援体制の確保・強化に努めてまいります。

子育て家庭への経済的支援につきましては、妊娠や出産の届出を行った妊婦・子育て家庭に対し、従来、現物又は現金で給付していた「妊婦のための支援給付金」を令和8年度は現金で給付し、子育て家庭の家計負担の軽減を図ってまいります。

また、全国的に児童虐待の相談対応件数が増加する中、要保護児童対策部会などを通じて、関係機関との連携を強化するとともに、「多度津町児童虐待防止のための通告マニュアル」に基づき、児童虐待防止及び早期対応に努めてまいります。

次に、高齢化対策であります。年々高齢化率が上昇する中で、高齢者支援の中心である介護保険制度については、社会保障費の増加や介護人材不足などの課題があり、介護サービスだけで高齢者を支えることが難しくなっています。

本町では、高齢者が住み慣れた地域で健康に自分らしく暮らせるよう、医療、介護関係者が連携し、地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、介護予防教室の開催、高齢者の居場所づくりに対する支援、ごみ戸別収集や配食サービスなどの在宅高齢者に対する各事業を通じて、認知症予防と在宅生活の支援に取り組んでまいります。

3点目は、「南海トラフ地震に対する防災対策」であります。

南海トラフ地震につきましては、昨年3月に内閣府が、そして9月には県が新

たな被害想定を公表したところです。本町で想定される被害としましては、予想される最大震度は6強で変わりありませんが、最高津波水位が0.7m高くなったため、津波による浸水想定区域が約1.4倍に広がり、液状化危険度の高い地点が増加したこととあわせて、これらによる建物被害は増加しております。一方で、地震の揺れそのものや地震火災による建物被害は減少しており、直接的な死傷者については減少しておりますが、新たに災害関連死を被害想定に含めるようになったことから、想定される死者数の総数は増加することとなりました。

本町の防災対策としましては、能登地震等の事例を踏まえ、災害関連死を減少させるため、避難所におけるプライバシーの確保や就寝環境の向上等、生活環境の抜本的な改善を図ってまいります。具体的な施策としましては、国・県の補助制度を活用しながら、テント式のパーティションや簡易ベッドの備蓄を進めてまいります。また、国の掲げる「南海トラフ地震における死者8割減」のための地域防災力強化を企図し、備蓄した資材を利用し、住民参加型の避難所設営訓練を含めた防災訓練を継続的に実施することで、住民の皆様の防災意識の向上を図るとともに、避難所運営のノウハウの蓄積に努めてまいります。

4点目は、「財政の健全化」であります。

引き続き「中期財政計画」に基づき、健全な財政運営に継続して取り組んでまいります。

本町の財政運営につきましては、財政の健全化を示す健全化判断比率は、いずれも国の基準を下回り健全な範囲内となっているものの、近年、東日本大震災を教訓として様々な防災・安全対策事業を集中的に実施してきたことから、全国的にみて高い比率となっており、また、ここ数年、歳出に対する歳入の不足額を財政調整基金からの繰入により補てんしている状況が続いております。

今後の財政の見通しといたしまして、歳入面で、自主財源の大半を占める町税収入については大きな増収は見込めない中、歳出面では、少子高齢化に伴う社会

保障費や老朽化が進む公共施設の改修、賃金上昇や物価高に伴う経費の増加が見込まれ、また、数年後には新庁舎建設事業に係る町債の元金償還も本格的に始まることから、財政状況は更に厳しさを増していくものと見込まれます。

こうした中で、将来にわたって持続可能な町政運営を確かなものとするためにも、ふるさと納税の推進や有利な起債、補助制度の活用、使用料や手数料の見直しなど、あらゆる歳入確保策を講ずるとともに、一層の行政の効率化などにより歳出の抑制を図り、現在の歳出超過の改善に努めることで、本町財政の健全性が保たれるよう取り組みを進めてまいります。

【主要施策】

続きまして、主要施策について、第7次多度津町総合計画の政策体系に沿ってご説明申し上げます。

基本政策の1点目は、「安心して子育てができ、健やかに暮らせるまちづくり」であります。

【子育てをしやすい環境づくり】

まず、子育てをしやすい環境づくりであります。産後、身体的な回復のための支援や、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導等が必要な母親に対して行う「産後ケア事業」の充実に、引き続き努めてまいります。

子育て世代包括支援センターにおきましては、専任の保健師や助産師、看護師、保育士が、安心して安全に出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めておりますが、引き続き、保護者のニーズに対応した子育て環境を整備するとともに、ハイリスク妊産婦に対する養育支援訪問事業や保護者の冠婚葬祭・受療等により乳幼児等の家庭保育が一時的に困難になった場合に、乳幼児を預かり保育する「一時預かり事業」の更なる充実に努め、利用促進を図ってまいります。

待機児童問題に対しましては、本町が独自に実施しております、保育所等が人材派遣会社を通じて新たに保育士を雇用した際の人材紹介料を補助する「保育士人材紹介料支援事業費補助金」などの保育士確保対策への補助を行い、必要とする保育サービスが行き渡るように、保育所等と連携・協力して取り組んでまいります。

また、学校給食費について、令和8年度より、国は保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として、小学校の給食費を対象に、「給食費負担軽減交付金」を創設し、交付する予定です。それを受け、本町では、令和8年度より町立幼稚園及び小中学校の園児児童生徒の給食費無償化を実施してまいります。あわせて、3歳児以上の保育所及び認定こども園へ通っている幼児の給食費についても、補助してまいります。

放課後児童クラブにつきましては、町内全ての小学校区において全学年の受け入れをしております。令和2年度から香川県作業療法士会の協力を得て、「放課後児童クラブ巡回相談等支援事業」を実施しており、放課後児童クラブの支援員が専門的な助言を受けることで、子どもたちへの適切な関わり方を学び、保育環境の充実に努めております。

今後とも、児童の健全な育成を図るとともに、保護者が安心して就労できる環境づくりに努めてまいります。

【豊かな心を育てる教育の充実】

次に、豊かな心を育てる教育の充実であります。子どもたちが明るい未来を描き、主体的に生きるための資質と能力を育むために、『「学ぶ楽しさ」と「教育にかかわる喜び」を味わえる教育』、『「こ・幼・保・小・中の連携」と「学校・家庭・地域のつながり」を深めることで実効性のある教育』、『多度津の「ひと」、「こと」、「もの」を大切にした教育』を推進してまいります。

そのために、「確かな学力の育成」につきましては、「個を活かす協働的な学び」

の実現と「個に応じたきめ細かな指導」の充実のために、幼稚園及び小中学校において、必要な各種支援員等を継続配置してまいります。また、GIGA スクール構想により整備したネットワーク環境や1人1台パソコンを活用し、子どもたち一人一人に個別最適化した、資質や能力がより一層着実に育成できる教育を実現できるよう取り組んでまいります。その取組の実現に向けて、多度津中学校及び多度津小学校を指定校に令和6年度から国のリーディングDXスクール事業を受託し、令和7年度は更に、「より良い教育環境の創造」と「学びと校務の一層の改革」を目指して、県教育委員会から全小中学校を対象に「香川県 NEXT GIGA 研究委託事業」を受託し、研究を行ってまいりました。令和8年度においても、未来社会を生き抜く子どもたちが必要な力を育むために、町内の小中学校で引き続き実施してまいります。

「豊かな心を育て、健康な心と体を育む取組」につきましては、こ・幼・保・小・中の発達段階や学びの連続性を捉えた教育を推進するとともに、各種副読本などの教材を活用することによって「ふるさとを愛する心」など、道徳心を醸成してまいります。また、自他の命を大切にす健康教育を推進するとともに、さらに、令和6年度に設置した多度津町部活動地域展開検討協議会において、子どもたちを中心に考えた中学校における部活動の在り方を検討し続けたいと考えています。

「学校施設・設備の整備と教育環境の整備」につきましては、令和7年度、災害時には避難所となる多度津中学校体育館への空調設備設置事業が完成しました。また、令和2年度に整備した1人1台端末が更新時期となっており、令和8年度に、県内複数の市町が参加する共同調達での整備を予定しています。現在の端末においては、バッテリーの寿命等の問題もあることから、少しでも早期に整備できるよう努め、ICTをより活用できる設備の整備を推進するとともに、様々な教育課題に対応できる人材を配置することにより教育環境の整備に努めてまいります。

「今後の本町の幼稚園・学校教育のあり方」につきましては、保育・教育の充

実、質的向上のため、幼稚園の適正規模・適正配置の推進は、必要な事業であると考えておりますので、関係各課で諸課題について協議し、事業の実施に向けて計画的に進めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、少年育成センターを中心に、補導員と連携し、定期的な補導活動を行い、青少年の非行や不良行為等の早期発見や健全な社会環境づくり、心身ともに健全な青少年の育成活動の推進に努めてまいります。

また、小学校の児童と地域や高齢者の方々との異世代・異年齢間での共同生活・交流活動である「わんぱく寺子屋」を実施し、子どもと大人が互いに学び合い、知識や経験を伝えることで心身ともにたくましく、ふるさとと人を愛する子どもを育ててまいります。

児童・生徒の地域間交流体験活動につきましては、スポーツ少年団や子ども会による富山県南砺市福野地区との交流事業を実施し、地域の体験活動やスポーツを通じて互いの友好を深めてまいりました。引き続き心豊かな子どもの育成を図り、異なる文化や学校生活を離れた様々な地域や人との交流を推進してまいります。

また、放課後の子どもの居場所づくりとして、各小学校区で実施しております「放課後子供教室」につきましては、令和7年度も夏休み等の長期休業中に、公民館等で教室を開催し、参加した児童に魅力ある体験活動を提供してまいりました。令和8年度以降も、教室の充実を図りながら、各小学校区で実施できるよう努めてまいります。

さらに、「二十歳のつどい」につきましては、二十歳の方の有志でプロジェクトチームを組織し、行政と連携することで、参加者の気持ちに寄り添った企画・運営を行えるようにしております。本町の未来を担う二十歳の方々にとって、「二十歳のつどい」が、これまで育ててくれた地域への感謝を胸に、未来への決意を新たにし、大人としての自覚を高め、思い出に残る式典となるように、工夫して取り組んでまいります。

【誰もが健やかにいきいきと暮らせる環境づくり】

次に、誰もが健やかにいきいきと暮らせる環境づくりであります。新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザをはじめとする様々な感染症から身を守るために、町民の皆様に感染症予防対策に関する知識の普及啓発を図るとともに、手指消毒の励行など基本的な対策の徹底を呼びかけながら、安全に安心して生活が送れるよう努めてまいります。

また、令和8年度を初年度とする「多度津町第3次健康増進計画・第3次食育推進計画」に基づき、町民・地域・関係団体等の健康づくりの気運を醸成するとともに、町民一人一人が生涯にわたり健康で豊かな生活が送れるよう、「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」を基本に、誰一人取り残さない健康づくりと食育の推進に取り組んでまいります。

さらに、がん検診受診率向上対策につきましても、引き続き、脳ドック及び人間ドック、施設検診、休日検診など、関係機関との連携やがん検診等の精度管理を強化し、徹底した感染症拡大防止対策を講じながら、安心して受診できる環境や体制整備に努めてまいります。

福祉医療につきましては、子育て世帯やひとり親世帯、障害者等に対する医療費助成の現物給付化により利用者の利便性が向上したところであり、今後とも経済的支援が一層効果的なものとなるように、事業を継続してまいります。

離島医療の拠点である国民健康保険直営診療所の運営につきましては、住民の皆様が健康で安心して暮らせるよう、医師・看護師の確保と、医療機器・医薬材料の維持管理に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、特定健診の受診率と特定保健指導の実施率の向上に努め、生活習慣病等の重症化予防に取り組んでまいります。また、マイナ保険証の医療機関等での利用について、周知に努めてまいります。

介護保険につきましては、令和8年度に「高齢者保健福祉計画・介護保険事業

計画」の見直しを行うこととしており、住民ニーズに沿った次期計画を策定することにより、制度の適正な運営と介護予防・認知症予防に、一層取り組んでまいります。

後期高齢者医療につきましては、高齢者を対象とした健康教室・健康相談の実施や、健診の実施などにより、高齢者の介護予防と健康の維持・向上に取り組んでまいります。

国民年金につきましては、日本年金機構と連携し、住民の皆様に対する広報・啓発の推進や年金相談の充実を図ることで、加入促進・無年金者の解消に努めてまいります。

「第2次多度津町地域福祉計画・自殺対策計画及び成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画」につきましては、「みんなでつくろう！～ふれあい、助け合い、支え合えるまち～」を基本理念に掲げ、生きがいや交流活動、仕事等に持てる力を十分発揮できるような環境づくりに向け、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と協力連携を図り、地域福祉の向上に取り組むことで、年齢や障害の有無にかかわらず、安心して暮らせる共生社会の実現を目指してまいります。

ひきこもり支援につきましては、当事者やご家族を支援し、理解促進のための広報啓発を継続的に実施するため、町内の関係機関で構成する「多度津町ひきこもりサポート会議」を設置し、令和3年12月には、民間委託による相談窓口を開設しております。さらに、講演会を開催することで、ひきこもりに対する正しい知識の普及啓発を行うことができたものと考えております。また、関係機関による実務者会を定期的で開催することで、各機関との積極的な情報共有による横のつながりを強化しております。今後とも当該取組を継続していくことにより、支援対象者の実態やニーズの把握など、当事者に寄り添った相談体制の一層の拡充を図ってまいります。

障害者福祉の充実につきましては、「第5次多度津町障害者基本計画・第7次多度津町障害福祉計画・第3次多度津町障害児福祉計画」に基づき「一人ひとりの

生き方を大切に、すべての町民とともに幸せを実感できるまち「たどつ」を目指し、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取組を引き続き推進してまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、介護予防の一環として、老人クラブや高齢者の居場所づくりなどの自主的な活動に対する支援や、外出機会の確保のための高齢者福祉タクシー利用券交付などを引き続き行います。また、在宅生活支援、虐待防止・権利擁護、認知症対策など、高齢者の皆様が住み慣れた地域で健康に自分らしく暮らせるよう、様々な角度からサポートしてまいります。

【生涯学習社会の形成】

次に、生涯学習社会の形成であります。生涯学習の推進につきましては、引き続き地域交流センターや公民館を有効に活用し、町民の皆様が生涯にわたり学びを深め、学習活動を継続できるよう、活動の支援や公民館講座等の情報提供、活動の場の提供を行ってまいります。また、図書館活動につきましては、ボランティアによる読み聞かせを実施するなど、誰もが安心して快適に学習できる環境の維持・充実に努めてまいります。さらに、生涯学習に関する各種推進計画の見直しにつきましても、引き続き協議・検討を続けてまいります。

スポーツの振興につきましては、体育協会やスポーツ少年団の活動を引き続き支援するとともに、総合スポーツセンターやさくらプールで開催している各種教室等を通じて、スポーツに参加する機会の創出及び健康の維持・増進のきっかけづくりに努めてまいります。また、地域密着型プロスポーツチームとの交流事業やホームタウンデーの開催を通じて、子どもたちがトップアスリートを夢見て競技や練習に取り組むことができる、スポーツ環境の整備を進めてまいります。

社会教育施設につきましては、老朽化が進んでいることから、計画的に修繕・改修を行い、利用者の皆様が安心してご利用していただけるよう、引き続き努めてまいります。なお、総合スポーツセンターの第一体育館につきましては、建設

から約45年が経過し、老朽化が著しいことから、利用者の皆様の安全を最優先に考え、令和7年度から第一体育館の利用を停止し、当分の間、休館することといたしております。利用者の皆様にはご不便をおかけすることとなりますが、社会体育の振興を図るため、第一体育館を含むスポーツ施設の今後のあり方についても検討を行いながら、幅広いご理解とご協力が得られるよう、丁寧に説明を重ねてまいります。

基本政策の2点目は、「安全・安心に暮らせる自然と調和したまちづくり」であります。

【安全で快適な都市空間の形成】

まず、安全で快適な都市空間の形成であります。多くの地方都市で問題が顕在化している市街地のスポンジ化の進行に歯止めをかけるため、都市機能の近接化を図り、歩いて暮らせる集約型まちづくりの実現に向け、「多度津町都市計画マスタープラン」やJR多度津駅周辺を中心に町の拠点となるエリアを定めて、居住及び都市機能の集約化を図る「立地適正化計画」に基づき、旧役場庁舎や旧総合福祉センターなどの跡地利用の検討を進め、持続可能な集約型都市への再構築を図ってまいります。

道路・交通ネットワークの整備といたしましては、令和4年3月に暫定2車線で供用されました県道丸亀詫間豊浜線（西白方工区）さぬき浜街道の4車線化の早期整備及び県道多度津丸亀線のさぬき浜街道までの未整備区間の早期完成に向け、引き続き、県に対して働きかけを行ってまいります。

町道整備につきましては、舗装路面性状調査結果の整備計画に基づき、計画的に主要町道の道路拡張や歩道整備を行い、歩行者の安全確保と快適な歩行空間の創出を図ってまいります。また、老朽化している道路照明につきましては、LED照明に更新し、道路脱炭素化を推進するとともに、夜間の交通安全の向上及び節電対策を推進してまいります。

さらに、都市計画道路の一般県道部の整備促進や、町道部になります町道 277 号線の未整備区間等についても防災上の観点から広域道路整備として県に要望してまいります。

公共交通の利便性向上と利用促進につきましては、令和6年度に開催した住民主体のワークショップ「自分ごと化会議」からの提案を受け、令和7年10月よりAIデマンド型交通（たどつ mobi）の実証実験を開始いたしました。令和8年度も、切れ目なく実証実験を継続する中で、運行形態の一部改善等を図りながら、本町の実情に即した地域交通の構築に向け、長期的な視点で取組を進めてまいります。

また、離島航路につきましては、多度津～佐柳航路における安全・安心な航路の確保・維持に継続して取り組むとともに、「島しょ部航路運賃助成事業」を実施してまいります。

さらに、高見島・佐柳島の魅力を町内外に伝えるため、高松市や東京都などで開催予定のPRイベントにも積極的に参加するなど、より一層の島の活性化に取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、町内での高齢者の交通事故が後を絶たない状況にあるため、引き続き、高齢者の交通事故抑止につながるよう、高齢者運転免許証自主返納支援事業や交通安全教育等を推進してまいります。

また、道路交通法の改正により令和8年4月から16歳以上が対象の自転車等走行時に対する交通反則通告制度の適用が開始され、自転車をはじめとする軽車両の違反行為に対する罰則が強化されました。今後とも、関係機関・団体等と連携し、交通安全に関する広報・啓発活動を行い、町民の皆様の交通ルールの遵守や交通マナーの向上等の交通安全意識の醸成を図ってまいります。

平成30年度から令和5年度にかけて整備を進めてきました「多度津駅前広場」につきましては、令和6年4月に開場いたしました。令和7年度については、令和6年度から引き続き実施されたイベントの利用や、新たな団体にも利用いただ

きました。今後もそれらのイベントでの利用はもとより、多くの町内外の皆様が多目的に利用でき、多世代が交流できる広場を目指してまいります。また、令和7年度に堀江公園において対象年齢の異なる複合遊具2基の整備を行いました。令和8年度も園内の環境整備を進め、魅力あふれる公園づくりを進めてまいります。その他の都市公園につきましても、本町での余暇や憩いの場として機能し続けるように施設整備を進めてまいります。

緑地や水辺につきましても、秩序ある市街地の形成や地域コミュニケーションの場として重要な役割を担えるよう、住民ボランティアのご協力を得ながら適正な維持管理に努めてまいります。

下水道につきましては、供用開始区域内の接続率の向上を図るための啓発活動を継続して行ってまいります。老朽化した施設については、ストックマネジメント計画に基づいた適切な維持管理をしていくため、計画的に施設の長寿命化や更新工事を進めてまいります。また、令和6年度から地方公営企業法を適用したことにより、経営の安定化や透明性が確保され、より効率的な事業運営を行うとともに、令和7年度改訂作業を進めている経営戦略の精査をした上で適正な使用料の検討を進めてまいります。

雨水処理につきましては、近年の異常な降雨による被害軽減のため、雨水幹線の整備を計画的に進めており、令和5年度から継続して、堀江第2排水区において雨水幹線の整備を実施しております。令和8年度も引き続き、雨水幹線の整備を進めてまいります。

下水道区域外の地域につきましては、生活排水による水質汚濁を防止し、水環境の保全を図るため、引き続き合併処理浄化槽の普及促進について、補助制度の充実や広報等による周知に努め、単独処理浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽への早期転換を促進してまいります。

水防対策についてですが、桜川流域の総合治水対策の検討結果を基に、計画的に排水ポンプの新設など浸水対策に取り組んでまいります。引き続き、河川改修

の早期完成を県に要望するとともに、県と協議しながら桜川排水機場の排水能力の増強も含め、内水排除対策の検討を行ってまいります。

環境に配慮した循環型社会の形成であります。令和元年6月に策定した「第2次多度津町環境基本計画」に基づき、「町民の参画と協働でつくる、自然と人が共生する美しく暮らしやすいまち たどつ」を目指して、住民・事業者・各種団体と連携・協力して取り組んでまいります。

一般廃棄物の処理につきましては、「多度津町ごみ処理基本計画」に基づき民間委託を推進することにより、ごみ処理業務の一層の効率化を図ってまいります。あわせて、ごみの発生抑制・再使用・再生利用による3R運動を推進し、リサイクル率の向上及びごみの減量化に向け取り組んでまいります。また、プラスチックごみの発生抑制や食品ロスの削減などの課題にも適切に対応し、持続可能な社会の構築に向けて、着実に施策を進めてまいります。

人と動物との共生に関しましては、野良犬や野良猫への対策として、犬や猫の望まれない繁殖を防ぐための不妊・去勢手術費用助成を引き続き実施してまいります。加えて、野良猫の繁殖が地域の問題となっている現状を踏まえ、地域住民の理解と合意を前提に、不妊・去勢手術を行い、地域で協力して管理する「地域猫活動」に取り組む団体への助成も継続し、人と動物が調和して共生できる社会の実現を目指してまいります。

【安心して暮らせる環境の整備】

次に、安心して暮らせる環境の整備であります。防災体制の整備につきましては、近年の気候変動による大型台風の発生や突然の集中豪雨等の大雨による土砂災害、浸水等の水害など自然災害の激甚化や今後発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、より一層、防災訓練や防災研修を実施し、地域防災力の向上を推進してまいります。今後とも、最新の災害想定に合わせてハザードマップ等を適宜更新し、町民の皆様へ周知・啓発することにより防災意識

の醸成を図ってまいります。

また、防災講演会などによる啓発を通して自主防災組織の育成と拡充を図るとともに、企業や各種団体と災害時の応援協定を締結するなど、官民が一体となって総合的な地域防災力を強化した「災害に強いまち」を目指してまいります。

さらに、令和3年度改正された災害対策基本法に基づく避難情報の変更については、ホームページへの掲載やハザードマップを全戸配付することにより町民の皆様へ周知しておりますが、引き続き広報等により啓発するとともに、災害発生時には避難情報等が町民の皆様へ伝わるよう、防災行政無線や緊急速報メールなどを効果的・有効的に活用してまいります。

指定避難所につきましても、備蓄品の適切な管理と生活環境の向上に向け、計画的な整備を実施してまいります。

消防体制の強化につきましては、昨年3月に、南海トラフ巨大地震の被害想定が見直され、耐震化の重要性や避難行動の徹底、備蓄の確保など、備えの必要性が改めて示されたことを踏まえ、「自助・共助・公助」を基本として、地域防災の中核を担う消防団と自主防災組織との連携強化を推進してまいります。あわせて、組織訓練や安全管理体制の強化を計画的に取り組み、消防技術の向上と人材の育成・確保に努めてまいります。

また、女性防火クラブ及び少年消防クラブと連携協力し、「住宅用火災警報器」をはじめとする防災・防火の普及啓発を継続するとともに、地域団体や事業所への消防訓練指導、講習会を通じて住民の防災意識の高揚を図り、地域防災力の強化に取り組んでまいります。さらに、消防資機材・設備や、消防水利については、適切な整備と有効活用を行い、消防体制の充実に努めてまいります。

一方、常備消防の相互応援体制の強化につきましては、平成26年4月から丸亀市・善通寺市・多度津町で共同運用している「中讃消防指令センター」の119番受信・指令システム及び消防無線の全面更新が、令和8年2月に完了して機能強化が図られました。さらに、令和7年4月1日には、「丸亀市・善通寺市・多度津

町消防広域化協議会」を設置し、令和9年4月の消防広域化を目標として協議を進め、町民の皆様の安心・安全の確保に向け、強固な消防体制の構築に努めてまいります。

加えて、少子高齢化の進展に伴い需要が増加している救急体制につきましては、島しょ部を含む多様な救急要請に対応できる救急搬送体制の維持・確保を図るとともに、「離島救急患者輸送費補助事業」などの支援事業を継続してまいります。さらに、救命講習会を定期的を開催し、応急手当の普及を推進するとともに、薬剤投与や気管挿管が可能な認定救命士の育成、資格取得後の継続研修を通じて処置拡大に対応してまいります。あわせて、県の認定を受けた指導救命士が、救命処置及び救急活動の指導・教育並びに事後検証を主導することで、救命率の向上と高度な救急体制の整備に努めてまいります。

空き家対策を含む居住環境の整備につきましては、人口減少や高齢化の進行等により管理不十分な空き家が増加していることから、令和5年に改正された「空き家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）」及び「空き家等対策計画」に基づき、総合的かつ計画的に対策を実施してまいります。また、老朽化し危険な空き家対策として「多度津町老朽危険空き家除却支援事業」を引き続き実施してまいります。

住宅の耐震化につきましては、令和6年1月に発生しました能登半島地震などにより、将来発生の可能性のある南海トラフ巨大地震に備えるため、「住まいの耐震化無料相談会」や「戸別訪問」の実施等により周知徹底に努めるとともに、「多度津町民間住宅耐震対策支援事業」を実施し、住宅の耐震化をより一層促進してまいります。

町営住宅の整備・充実につきましては、「多度津町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、適正な維持管理及び用途廃止に伴う解体を行うとともに、長寿命化を図るため、人口減少や少子高齢化を踏まえた必要戸数について、計画的な建替事業を検討してまいります。

年々、被害額が増額している特殊詐欺などの被害防止対策として、特殊詐欺等被害防止キャンペーンを実施し、警察、企業や学校も含めた地域ぐるみで特殊詐欺等被害防止を呼びかけ、住民の皆様が安心して住み続けるまちづくりを目指して啓発活動に努めてまいります。

【環境に配慮したゼロカーボンシティの実現】

次に、環境に配慮したゼロカーボンシティの実現であります。本町は令和4年3月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティへの挑戦を宣言しており、脱炭素の取組を町民・事業者の皆様とともに進めているところです。

こうした取組の一つとして、電気自動車の普及と利便性向上を図るため、町内の公共施設にEV充電設備の設置を進めてまいりましたが、令和6年度に1箇所、令和7年度に2箇所の設置が完了いたしました。

また、住宅部門における再生可能エネルギー導入の促進として、住宅用太陽光発電システムの設置補助を継続するとともに、身近に取り組める省エネ対策として、緑のカーテン事業など、暮らしの中の脱炭素の取組を推進してまいります。

そのほか、猛暑への備えとして実施してきたクーリングシェルターの指定についても、町民の皆様への安全・安心の確保を図る観点から、公共施設のみならず、民間施設とも連携し、運用の充実に努めてまいります。

今後とも、町民や事業者の皆様への積極的な情報発信に努め、本町の豊かな自然と特色ある産業・文化を未来の世代に引き継ぐため、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めてまいります。

基本政策の3点目は、「にぎわいと交流を促進する活気あふれるまちづくり」であります。

【地域経済・地域産業の活性化】

まず、地域経済・地域産業の活性化であります。農業につきましては、国において、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に、食料安全保障の確立、農林水産物の輸出促進、農林水産業のグリーン化、スマート農業の推進など、数々の施策を推進するとの方針が示されております。

そのうち水稻につきましては、香川県農業再生協議会で全国の需給見通しや県産米の販売戦略などを踏まえて決定される「生産の目標」に基づいて生産することとなっています。

こうした情勢の変化、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加といった諸問題に対応し、農業・農村を持続的に発展させていくために、関係団体と連携して様々な施策に取り組んでまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、農業振興地域整備計画に基づき、単独県費や単独町費の補助制度に基づく事業を活用し、引き続き、農道や水路等の施設改修を進めるとともに、県営地域ため池総合整備事業により、ため池の整備を図り、農業振興地域内の優良農地保全の促進に努めてまいります。また、農業・農村の持つ多面的機能が継続的に保たれるよう、日本型直接支払制度の定着も引き続き図ってまいります。中でも、多面的機能支払制度に関しましては、令和6年度から既存の活動組織を含む町内全域を対象とした大規模組織を立ち上げ、本町全域での活動に取り組んでおり、制度の活用を積極的に支援してまいります。

農業委員会につきましては、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止及び解消、農業者の新規参入の促進に努め、更なる農地利用の最適化を図ってまいります。

農業を支える担い手の育成・確保につきましては、経営所得安定対策の実施や施設整備、機械導入等に係る補助制度の利活用など、引き続き農業法人、認定農業者や新規就農者への支援を実施するとともに、法人化の促進や就農相談の強化を図ってまいります。また、香川県農地機構との連携を強化し、貸し手・借り手に係る情報収集やマッチングを積極的に行い、農地の集積・集約化に取り組んで

まいります。さらに、改正農業経営基盤強化促進法に基づき、地域計画及び目標地図を随時更新し、農地の活用と地域農業の維持に努めてまいります。

有害鳥獣による被害防止につきましては、多度津高等学校と連携し、イノシシやアライグマなど、対象に応じた各種箱わなを製作、運用してまいります。また、丸亀地区・善通寺地区両猟友会と連携して鳥獣被害の調査や捕獲・駆除に努めるとともに、効果的な被害防止対策の普及に取り組んでまいります。

水産業については、漁業従事者の高齢化や後継者不足が進む状況に加え、漁獲量の減少、燃料や人件費の高騰など、依然として厳しい状況にあることから、カワウ食害対策事業、カキ等の養殖事業及び稚魚放流事業、海ごみ対策等の漁場環境保全事業への支援・協力、更に「おさかな学習会」等での魚食の普及啓発事業等の活動支援に取り組んでまいります。また、白方漁港につきましては、機能保全計画や長寿命化計画に沿って、効率的な維持・管理に努めてまいります。淡水魚につきましても、養殖や施設改修等、漁業活動の安定化やため池の環境美化活動に対する支援に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、物価高騰等の影響を受けている町民の皆様、町内の企業や事業者の皆様に対する支援策について、国の臨時交付金の情報を精査し、検討してまいります。あわせて、自社や新商品等の広告宣伝及び町内産農水産物を活用した新商品開発に対する補助事業等を通じて、販売力の強化を支援するとともに、香川県よろず支援拠点による経営個別相談会を引き続き開催し、事業者へのきめ細やかな支援を続けてまいります。また、新工場等の設立に対する助成措置による企業誘致や留置の促進を続けてまいります。

さらに、本町での創業を促進するため、引き続き、多度津商工会議所や地元金融機関、県内関係機関と連携しながら、創業希望者への支援や新たな掘り起こしを行い、町内産業の活性化を目指してまいります。

雇用・勤労者対策の充実につきましては、ハローワークと連携して出張ハローワークを引き続き実施するとともに、香川県就職・移住支援センターとの連携に

よる町内企業と求職者のマッチング事業を推進してまいります。また、町内企業を紹介する冊子の配布や、中学校における地元企業PR事業「たどつの企業大集合 in 多中」を通して、若い世代の方が町内企業の魅力を知る機会を設け、将来の地元での就職につながるよう発信を行ってまいります。

【魅力あふれる観光の振興】

次に、魅力あふれる観光の振興であります。令和8年度も県や各種団体などの関係機関と連携し、既存の観光コンテンツに加え、広域観光の受入れ態勢の整備・強化などを図ってまいります。

また、観光振興団体への支援や、観光情報の発信を引き続き実施するとともに、従前から行っております「さぬき瀬戸大橋広域観光協議会」や「空の駅かがわ」、「北前船日本遺産推進協議会」等、県内外の関係機関との連携を図り、広域的な取組による本町への来訪者の増加、交流人口等の拡大に努めてまいります。

【多様な交流の促進】

次に、多様な交流の促進であります。将来にわたる人口減少を少しでも和らげるための移住・定住促進施策として、町内でも増加している空き家の利活用や東京圏からの移住、本町での新婚生活への経済的な支援や若者を対象とした奨学金の返還支援を実施することで、若者の流出抑制及び本町への移住定住促進を図ってまいります。また、移住フェアなど、都市圏等で行われる各種イベントに出展し、本町での暮らしやその魅力について、積極的なPRを継続してまいります。

地域おこし協力隊につきましては、令和6年度に新たに委嘱した民間連携隊員が、より地域と密着した活動を行えるよう、支援団体及び当該隊員と密に連携しながら、サポートを継続してまいります。

今後とも隊員が地域の方と協力して活動に取り組んでいけるよう、体制づくりを進めるとともに、本制度をより積極的に活用し、地域力の維持・強化を図って

まいります。

【地域資源を活かしたまちづくり】

次に、地域資源を活かしたまちづくりであります。文化・芸術の拠点である町民会館「サクラートたどつ」におきましては、様々な文化・芸術鑑賞の機会を積極的に提供してまいります。また、公民館では、地域の方々の学習や交流活動の拠点として地域に根ざした活動を展開し、学習活動の発表の場としての文化祭等を開催して、文化の向上に努めてまいります。

資料館におきましては、地域の歴史等を伝える資料の収集を行うとともに、収蔵資料をいかした様々な分野の企画展を開催し、本町の歴史・伝統・文化の魅力を伝え、その価値を町内外の方々に再発見いただけるよう働きかけてまいります。また、町指定文化財である「旧合田家住宅」につきましても、一般公開や小中学校の郷土学習等の教育活用など多方面な展開を図り、地域愛の醸成や地域活力の向上につなげてまいりたいと考えております。さらに、地域に残る貴重な文化財が、地域の方々の手によって大切に保存され、次世代へと受け継がれていくように、調査・研究等の支援を行い、文化財に親しむ機会の提供や情報の発信にも努めてまいります。

基本政策の4点目は、「時代のニーズに応える持続可能な協働のまちづくり」であります。

【コミュニティを軸とした官民協働のまちづくり】

まず、コミュニティを軸とした官民協働のまちづくりであります。コミュニティ助成事業等、コミュニティの活性化に係る各種の情報発信に努めてまいります。

また、住民ワークショップやアンケート等を通じて、これまで以上に幅広く住民の皆様のご意見をお聴きするとともに、民間企業等とも、それぞれの強みをい

かした協働の取組を検討しながら、まちの活性化に取り組んでまいります。

【多様性を認め、人権を尊重する社会の確立】

次に、多様性を認め、人権を尊重する社会の確立であります。憲法第14条において、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とされております。

本町においても、「人権三法」と言われる「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」をはじめとする各法令や「第4次多度津町人権尊重に関する総合計画」、「多度津町人権教育・啓発に関する基本指針」に基づき、差別の解消や人権尊重の社会を実現するための取組を推進してまいります。また、令和7年度は、仲多度郡3町が合同で「人権・同和問題に関する意識調査」を実施しました。今後、調査結果の分析を行い、本町における人権擁護上の課題を整理してまいります。なお、人権尊重に関する総合計画及び人権教育・啓発に関する基本方針は、令和8年度中に改訂を行うことになっておりますので、この度の意識調査で明らかとなった本町における課題を踏まえて計画を策定し、課題解決に資する施策を計画に沿って着実に遂行することで、町民の皆様の一人一人の人権が保障されるまちづくりに取り組んでまいります。

また、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることが出来るまちの実現を目指し、令和5年6月に公布された「LGBT理解増進法」の基本理念に沿った啓発に努めてまいります。なお、令和3年度から導入しているパートナーシップ宣誓制度については、昨年10月から、転出入時における事務手続の負担軽減や制度の円滑な継続利用を目的として、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入し、性的マイノリティ当事者の利便性向上を図っております。今後も、県及び県内市町と連携して、制度を活用できる行政サービスの拡充や更なる利便性の向上に取り組んでまいります。

男女共同参画の推進につきましては、令和7年度末に「第3次たどつ男女共同参画プラン」の計画期間が満了となることから、現在、「第4次たどつ男女共同参画プラン」の策定を進めています。令和8年度以降は、新しい計画や「男女共同参画社会基本法」をはじめとする各法令に基づき、関係自治体や関係団体とも連携して、男女共同参画社会形成に資する施策を推進し、性別、年齢、国籍等の属性に関わらず、誰もが自分らしく生き、自分らしく働けるよう、女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの実現、ダイバーシティ推進等に取り組んでまいります。

【時代の要請に対応した行財政運営】

次に、時代の要請に対応した行財政運営であります。限られた財源と人的資源の中で、社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに対応すべく、引き続き「行政改革大綱」及び「行政改革実施計画」に基づいた行政改革を推進します。

また、町が実施している事業について、それぞれの事業の必要性や費用対効果などを点検・評価することで、事業内容や実施方法等のブラッシュアップにつなげるとともに、時代の変化などにより、既にその役割を終えたと考えられるような事業等は縮小・廃止し、より効果的・効率的な行政運営を目指します。

財政運営につきましては、令和6年度決算における実質公債費比率は、前年度から0.1ポイント減少して11.9%となりました。また、将来負担比率は、前年度から21.5ポイント減少して147.5%となりました。いずれも早期健全化基準を下回っており、健全な範囲内ではありますが、全国的に見て高い比率となっておりますので、今後も町債の新規発行額の抑制により数値の改善を図りながら、更なる事業の「選択と集中」により、財源の効果的・効率的な配分を行うことで、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

組織・機構の在り方につきましては、住民サービスの一層の向上や業務の効率化、さらには組織力の強化などを図るため、「多度津町機構改革検討委員会」にお

いて、時代に即した効率的で機能的かつ適切な組織・機構の在り方について継続して検討を進めてまいります。

企業版ふるさと納税につきましては、令和7年6月に本制度を活用するために内閣府に地域再生計画の認定申請を行ったところ、9月に認定を受け、寄附の募集を改めて開始しました。令和8年度も制度に関する情報を収集し、企業への働きかけなどを積極的に行ってまいります。

広域行政の推進につきましては、丸亀市を中心市として構成される定住自立圏域において、広域的に連携し、スケールメリットをいかした各種取組を実施しております「第3次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン」が最終年度を迎えており、構成市町で連携して新たなビジョンの策定に取り組んでまいります。

【おわりに】

以上、私の令和8年度の町政に臨む所信を申し上げます。

多度津町には、本町にしかない魅力や特色がございます。その魅力や特色をいかし、人口減少対策としての地方創生事業、少子高齢化対策、南海トラフ地震に対する防災対策、そして財政の健全化の重点施策のほか、多くの課題に取り組み、町民の皆様の幸せの向上のために、私をはじめ全職員が職務に邁進する所存でございます。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、ぜひお力添えをいただき、共に総合計画に掲げる町の将来像「主役は町民（わたし） 歴史を未来へつなぐまち たどつ」の実現に向けて、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。